



ゴトに勝つ 高石隆一

担当官だつて万能ではない複雑遊技だけに理論武装を

北海道で12回目の
「健全営業セミナー」

0月7日二段社説

10月7日に一般社団法人 日本遊
技関連事業協会 北海道支部と札幌
市商工文書資料刊行組合「昆玉文

業協同組合・札幌遊技業支配人会の四団体合同主催による「健全営業推進セミナー2014」が札幌コンベンションセンター大ホールにて開催されました。

今年で12回目を迎えたこのイベ
ントは、弊社がセキュリティ顧問を務める札幌遊技業支配人会が発

犯罪者の動きを
体感してもらうために
映像で解説しました

演は「ゴト犯罪に負けない札幌共同戦線」というタイトルで、ホールにおけるゴト手口を実際の犯行

健全営業推進セミナーは、セミナー以外にもセミナー会場に併設されたブース会場にて業界関係企業による営業に役立つアイテムの紹介ブースが44ブースも出展されながらパチンコ産業フェアの

千円で1万枚以上
データをチェックし、
不正行為を発見して

るゴト被害が再燃しているという
ことをお伝えましたが、この事
案でホール側が被害者から加害者
になりかけるということが発生し
ました。ホール側が加害者になる
といつてもゴトの加害者ではなく、
風適法の加害者（違反行為）になり
かけたというものです。

事件の始まりは、バラエティー
コーナーに設置されていた「パチ
スロ鉄拳デビルVer.」で起きまし
た。ホール役職者がデータチエッ
クを行つたところ、当該遊技機に
おいて台売1000円で約1万枚
以上のメダルが出ていることが気

案して始まつたセミナーで、業界を挙げて戦うべき不正である「ゴト」は共通の敵あり、商売上はライバルである隣の店舗もゴトに対しても協力して戦おうという趣旨で始まつたものです。

映像をもとに解説し、紙媒体で読んだだけでは伝わらないゴト犯罪者の動きや雰囲気を体感してもらい、巧妙化するゴト手口、捕まらない為のカモフラージュや善意の第三者になります打ち子に対応する為の注意点をゴトに対する「体制」と「姿勢」と題してお伝えしました。

ような盛り上りで今年も多くの来場者の興味を引いておりました。既に来年の開催が2015年10月6日に内定しております。来年的话にはなりますが、興味のある方はぜひひご来場してみてください。ホテル営業において元気を出すためのヒントがあるはずです。

になり、防犯カメラの録画映像のチエックを実施しました。

当該台を打っていた人物は入店後、店内を2周ほど徘徊して当該遊技機に着席して、その後、足を組みズボンの裾から「何か」を取り出し、下皿のメダル払出口に裾から取り出した「何か」を差し込んでいました。直後に筐体の枠ランプが激しく点滅する様子が映しており、その後A.R.Tが100連チャン以上している状態であることが判明しました。

ゴト器具発見できず

「交換後日」と言つと

逆に「ゴト師が「110番」

録画映像に不審な点が多いことから、所轄に通報し警察官の到着を待ちました。駆け付けた警察官がゴト師の持ち物検査を行うも、ゴト器具らしきものはすでに持つていなかったので警察は帰つてしましました。

防犯カメラの録画映像によると、

仕込み作業後に店外に出ているので、その際に電磁波ゴトの道具を外して隠してきたというゴト犯罪隠蔽の王道パターンをされたのだ

と思われます。

ホール側は、ゴト犯罪の現行犯を裏付ける決定的証拠が無いために、途中交換されてしまった約1万枚をあきらめて、この時にゴトメダルの交換は遊技台の異常を理由にすぐには交換できない旨を伝えました。この被害店舗では、遊技機に異常があった場合の出玉に

関してはすぐには交換出来ない旨を遊技約款で掲示してあり、この遊技約款に則つて対応したところ、ゴト師は店舗側の隙を見逃さずに強気に出たのです。

ゴト師が見逃さなかつた店舗側の隙とは、対応したホール役職者の理論不足によるあいまいな説明で、ゴト師が取つた強気の態度とは、ゴト師自身が110番通報して警察を呼ぶというものでした。

ゴト師は途中からすぐの交換は諦めた上で、交換できない分の預り証を書けと言い出しました。ここでも、臨場した担当官はこのお客様（ゴト師）の言う通り「預り証を書いてあげなさい」という事態になりました。さすがにホール側は「預り証」は風適法違反になるので、絶対に書くことは出来ないと拒否しました。

ゴト師の口の上手さに説得力があつたようでは、このまま立つてしまつたのです。

ゴト師は、「すぐに交換しろ！」と激しい口調でまくし立ててきました。

ホール側がゴト事案であることを上手く説明できないので、臨場した担当官も「なぜ交換してあげないのだ」と、ホールの対応に不信感を積もせていつたようです。



ゴト師の口の上手さに説得力があつたようでは、このまま立つてしまつたのです。

ゴト師は、「すぐに交換しろ！」と激しい口調でまくし立ててきました。

ホール側がゴト事案であることを上手く説明できないので、臨場した担当官も「なぜ交換してあげないのだ」と、ホールの対応に不信感を積もせていつたようです。

ゴト師は途中からすぐの交換は諦めた上で、交換できない分の預り証を書けと言い出しました。ここでも、臨場した担当官はこのお客様（ゴト師）の言う通り「預り証を書いてあげなさい」という事態になりました。さすがにホール側は「預り証」は風適法違反になるので、絶対に書くことは出来ないと拒否しました。

このようなケースは過去に何度も発生しておりますが、その都度お願いしていることは困った状態になつたら連絡をくださいといふことです。後日連絡が来ても、すでに手の施しようが無いくらいに大変な状態になつていることがほとんどです。

例え、遠地で発生した事案でも電話でゴト犯罪の手口を説明することで、臨場した担当官がホール側の味方に変わることは珍しいことではありません。警察の方も万

事件が起きてる時に弊社に連絡をください担当官の理解が進む

本来なら民事不介入ということ

ゴト師の110番で臨場した担当官の方は、ゴト師側とホール役職者側の両方の話を聞いてくれましたが、ホール役職者の説明より

能ではありません。ゴト犯罪を取り扱つたことの無い方は、何が違法で何が違法じゃないかということはわかりません。そもそもパチンコやパチスロを打つたことがない人には、今の複雑な遊技方法や遊技性能に関してなにがなんだかまったくわかるはずがありません。

にするということです。

3つ目は、物理的対策としていち早くゴト被害情報に基づいた適切な防護の実施です。出来るだけ安価に防護することが理想です。適切な届出を実施して、風適法違反にならないように注意が必要です。これらの「体制」がベースにあって、ゴトは絶対に許さないという「姿勢」になるのです。

巧妙化への対応は「体制」と「姿勢」が必要 3つのポイント実施を

そこで、必要なことが巧妙化するゴトへ対応するための「体制」と「姿勢」なのです。体制とは3つの対策を実施することを言います。体制の1つ目は、人的対策と

ゴトに対する手口や交換拒否に関する理論武装が出来ていないと毅然な態度を取ることが出来ません。それがすなわち「姿勢」にブレが出るということに繋がります。

証や引換券は出さないでください。風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風適法）第二十三条の「遊技場営業者の禁止行為」では、「ぱちんこ営業を営む者は、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。」とあり、第1項第1号では「現金又は有価証券を賞品として提供すること。」、第1項第4号では「遊技球等を客のために保管したことを表示する書面を客に発行すること」と記述されています。



提供禁止は「有価証券」「形がないサービス」と「価格に均一性がない」

「預り証」はズバリ「遊技球等を客のために保管したことを表示する書面を客に発行すること。」に該当し、「引換券」は「現金又是有価証券を賞品として提供すること。」の有価証券に該当すること。

してホール役職者が刑法・民法・風適法などの関係法令を勉強することで、ホールスタッフはゴトの手口を理解することでお客様と不審者を見分けることが出来るようになることです。

2つ目は、心理的対策としてゴトに関するPOPでゴト師への威嚇や一般のお客様への告知、また遊技約款の定期的な見直しや更新であらゆる事案に対応できるよう

ゴト師に言われて 「預かり証」を書いたら 完全な風営法違反です

出玉の「預り証」が風適法違反になるという件に関してですが、ゴト師がうるさく言うから「預り証」を書いたら「さつさと帰つてよかつた」ということをまれに聞くことがあります。しかし、この

事案は風適法違反に該当する可能性が非常に高いので、絶対に預り



ゴトへの備え講演資料

を理解していかなければ、間違った対応をすることになってしまいます。前日に賞品に交換するのを忘れていたレシートが無効である理由は、風適法第二十三条规定の「賞品として、有価証券を禁止する」とみなされています。「有価証券」とみなされるのは、株券、約束手形、小切手、商品券、乗車券、クーポン券、宝くじ、タクシーチケット、馬券、車券、食事券、ガソリン給油券、ゴルフ練習回数券、サウナ割引券、年賀はがき、印紙、郵便切手、映画チケットなどです。

「サービスなど形がないもの」とみなされるのは、洗車、くじ引き、マッサージ、デジタルコンテンツ、貯玉・再プレイシステムの利用権などです。「価格に均一性がないもの」とみなされるのは、数量限

定・時間帯・性別・年齢・天気などを理解していかなければ、間違った対応をすることになってしまいます。前日に賞品に交換するのを忘れていたレシートが無効である理由は、風適法第二十三条规定の「賞品として、有価証券を禁止する」とみなされています。「有価証券」とみなされるのは、株券、約束手形、小切手、商品券、乗車券、クーポン券、宝くじ、タクシーチケット、馬券、車券、食事券、ガソリン給油券、ゴルフ練習回数券、サウナ割引券、年賀はがき、印紙、郵便切手、映画チケットなどです。

を理解していかなければ、間違った

どによって割引されるもの、福袋（同一価格で提供しているものの、その中身の価格にバラツキがある場合）などです。

このようにパチンコ店では風適法による規制があるので、スーパー・マーケットやデパートのように賞品を自由に提供することは出来ないことを今一度ご確認して、適正な賞品の提供をお願いいたします。

大量の玉の調達は 低貸玉の持ち出し ホールの盲点を突く

前号でお伝えした大量の他店玉の持ち込みゴトグループですが、

9月に北海道に現れました。このゴトグループは8月16日・18日には香川県、8月23日は石川県、8月27日は富山県、8月29日は新潟県での犯行が確認されている他店玉持ち込みゴトグループで、9月10日頃から9月20日頃まで札幌市内及び近郊での犯行が確認されていました。

札幌市内での犯行で判明したのが、このゴトグループが持ち込んでいた玉の調達方法です。持ち込まれる玉の数が毎回1万発以上で

あつたので、それだけの玉をどこから調達して全国を回っているのかと思っていたら、答えは単純で低貸玉料金の店舗から玉を盗んで、違ったということだったのです。

低貸コ一ナ一から4円パチンコへの移動に警戒しているホールは多くても、玉を持ち出されるということに警戒を強めているホールはあまり見かけません。その隙を

ついて全国をゴト行脚していたようですが、広域犯罪組織であるこのゴトグループのひとりが北海道警察に逮捕されて、現在立件の方に向で担当刑事さんががんばってくれております。

他店玉の持ち込みゴトの立件は非常に難しく、過去の事案でも立件を諦めたケースも多数あって、せっかくホールが持ち込みゴトを発見して通報しても、どうせ立件できないからということで担当官が最初からやる気がない対応をするという悔しい思いをしたこともあります。

今回のような全国的に活動している広域犯罪グループを逮捕できたケースもレアですが、持ち込みゴトを立件できたのであれば今後

の同ゴト事案の判例として大きな一歩になります。

各地で不審な事案 「電磁波センサー発報」 新手でなければいいが

最後に気になる未確認情報が飛び込んできたのでお伝えいたします。10月中頃、関東地方のホールのスロットコ一ナ一で相次いで電

磁波センサーが発報するという事案が発生しております。

埼玉県のあるホールでは、エンターライズ「パチスロモンスター」ハンター月下雷鳴で電磁波センサーが発報したので、防犯カメラの録画映像をチェックしたところ、センサーの発報時に該当機種において筐体左上から何かを入れる様な仕草を行っている不審者が映っています。その不審者はセンサー

たところ、「パチスロ化物語」「パチスロ輪廻のラグランジエ」「パチスロ北斗の拳F」の3機種に設置されていた電磁波センサーが発報して、その発報を確認した不審者はそのまま退店したそうです。

相次いで発生した謎の電磁波センサーの発報事案ですが、新たなゴト手口の始まりでないことを願うばかりです。



■ 高石 隆一 ■ ■ たかいしりゅういち 警備会社の指導員、セキュリティー会社を経て2003年有限会社ジャパン・セキュリティ・サービスを設立し代表取締役。札幌方面遊技事業協同組合、札幌遊技業協同組合、札幌遊技業支配人会の顧問を務めるかたわら、パチンコ産業のセミナー講師を数多く務める。北海道警察本部の捜査にも協力している。「期一会」が座右の銘。